

環生第18-257号
平成28年1月8日

各自家用電気工作物設置事業所 様

三重県環境生活部廃棄物対策局長

PCB含有電気機器の保有に関する調査について（依頼）

平素から本県の廃棄物行政に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

ポリ塩化ビフェニル（PCB）は、熱分解しにくい、絶縁性が高いなど化学的に安定な性質を有しているため、トランスやコンデンサなどの電気機器、照明器具の安定器などに利用されてきましたが、その後、人体への有害性が明らかとなったため、「PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により平成39年3月31日までの処理が義務付けられています。

PCB廃棄物のうち、高濃度PCB廃棄物（PCB濃度が5,000mg/kgを超えるもの）は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）で処理をする必要があります。県内の高濃度PCB廃棄物については、同社の豊田事業所及び北九州事業所を中心に処理が進められていますが、豊田事業所は平成35年3月31日、北九州事業所は平成34年3月31日が受入期限となるため、それまでの間に処理を完了する必要があります。また、5,000mg/kg以下の低濃度PCB廃棄物については、主に環境大臣が認定する無害化処理施設で処理が進められています。

県内に存在するPCB廃棄物を処理期限内に適正かつ確実に処理するためには、県内の未処理のPCB含有電気機器の状況を把握することが不可欠であるため、下記のとおりアンケート調査を実施しますので、御協力をお願いします。

記

1. 調査対象者

県内の自家用電気工作物設置事業所

2. 調査内容

別添「調査票」のとおり

3. 回答方法

調査票に必要事項を記入のうえ、同封の返信用封筒で下記の提出先まで返送をお願いします。

（注）本調査は、県が株式会社エヌ・ティ・ティマーケティングアクトに委託して実施しています。調査票の記入方法等のお問い合わせも下記までお願いします。

提出先・問い合わせ先

〒515-0006 松阪市石津町 448-3（NTT石津ビル3F）

株式会社エヌ・ティ・ティマーケティングアクト

東海支店 松阪コンタクトセンタ

TEL：0598-20-9029（受付時間 9時～17時30分（平日のみ））

4. 回答期限

平成28年1月29日（金）

5. その他

(1) 調査票については、三重県のホームページからもダウンロードできます。

＜アドレス： <http://www.eco.pref.mie.lg.jp/details/index.asp?cd=2015120190>＞

（上記アドレスに直接アクセスしていただくか、三重県ホームページのサイト内検索機能で「PCB含有電気機器の保有に関する調査」とキーワード検索していただいても同ページが表示されます。）

(2) PCB廃棄物特別措置法に基づく届出をされている事業所においても、お手数ですが、保管又は使用している電気機器を再度確認のうえ、本調査に御回答いただきますようお願いいたします。

事務担当：

三重県環境生活部廃棄物対策局

廃棄物・リサイクル課 廃棄物規制・審査班

担当：荒木田、林

TEL:059-224-2475 FAX:059-222-8136

(参考)

三重県内のPCB廃棄物の処理体制及び処理期限

○高濃度PCB廃棄物

処理施設	廃棄物の種類	受入期限
JESCO豊田	トランス、コンデンサ等 廃PCB等	平成35年3月31日
JESCO北九州	安定器等 ウエス等汚染物	平成34年3月31日
JESCO大阪	特殊コンデンサ	平成34年3月31日

※JESCO:中間貯蔵・環境安全事業株式会社(国の全額出資により設立された特殊会社)

○低濃度PCB廃棄物(5,000mg/kg以下)

処理施設	廃棄物の種類	処理期限
無害化処理認定施設 都道府県知事等の許可施設	各認定・許可 内容に基づく	平成39年3月31日 (PCB特別措置法の期限)